

No. 16

制 度 名	文化財等整備費補助	主管課名	文化課・ 有形・無形文化 財 G	
		問合せ先	029-301-5449	
目的・趣旨	国・県指定文化財の保存、管理、修理等に対して補助を行うことにより、 文化財の適切な維持管理を推進するとともに、活用の充実を図る。			
〔対象団体〕 国指定文化財又は県指定文化財の所有者等				
〔対象事業〕 (1) 国指定文化財：重要文化財（建造物、美術工芸品）、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物の管理、修理、防災及び公開 (2) 県指定文化財：有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物の管理、修理、防災及び公開等				
〔補助要件等〕 (1) 国指定文化財：国庫補助採択事業のうち、重要文化財及び重要有形民俗文化財において、補助事業者が非営利法人、団体及び個人であり、事業規模指数等により国庫補助率が加算される場合 補助対象経費の下限 1,000 千円 (2) 県指定文化財：補助対象経費の下限 1,000 千円				
〔対象経費〕 (1) 国指定文化財：国庫補助対象経費から国庫補助額を除いた額 (2) 県指定文化財：対象事業の実施に要する経費（設計監理委託料、工事請負費等）				
〔補助限度額等〕 国指定文化財：1 件あたりの県費補助上限額 10,000 千円				
〔経費負担割合〕 ※事業規模指数等により 55%～85% の範囲で加算				
区 分	国	県	市町村	その他
(1) 国指定文化財 （重要文化財・重要有形民俗文化財） 補助事業者：市町村、営利法人 非営利法人、団体、個人 （史跡・名勝・天然記念物） 補助事業者：市町村、営利法人 非営利法人 個人	50% 50～85%※	— 国庫補助残の 1/3		国、県、 市町村 の補助 残
(2) 県指定文化財 補助事業者：市町村 営利法人 非営利法人・団体・個人	— — —	1/3 1/3 1/2	2/3	
〔令和 7 年度当初予算額〕 42,355 千円	〔令和 7 年度補助対象団体〕 11 団体（個人含む。）			
〔備考〕				